

## 八千代市保育施設等物価高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、コロナ禍等における物価等の高騰による保育施設等への負担を軽減するために市内に保育施設等を設置する者に対し交付する八千代市保育施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年11月1日において、市内に所在する次に掲げる施設（以下「保育施設等」という。）を設置しているものとする。

- (1) 保育園 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第35条第4項の認可を受けているもの（次号に該当するものを除く。）
  - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
  - (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行うことを目的とする施設であって、法第34条の15第2項の認可を受けているもの
  - (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、同法第2条第1項又は附則第6条の規定により国及び地方公共団体以外の者によって設置されたもの（第2号に該当するものを除く。）
  - (5) 認可外保育施設 法第6条の3第9項、第10項若しくは第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項又は第35条第4項の認可を受けていないもの（法第59条の2第1項の規定により届出がされているものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者は、支援金の交付の対象としない。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の交付は、1つの保育施設等につき1回限りとする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八千代市保育施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに市長に提出するものとする。

(1) 令和4年11月1日において在籍する児童の名簿

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、八千代市保育施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(交付の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又はこの要領の規定に違反したときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を受けた者がいるときは、当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年11月4日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した支援金に係る第6条及び第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条第1項）

令和4年11月1日において 在籍する児童数	支援金額
17人以下	50,000円
18人以上26人以下	100,000円
27人以上35人以下	150,000円
36人以上44人以下	200,000円
45人以上53人以下	250,000円
54人以上62人以下	300,000円
63人以上71人以下	350,000円
72人以上80人以下	400,000円
81人以上89人以下	450,000円
90人以上	500,000円

八千代市保育施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

(宛先) 八千代市長

申請者

事業所所在地 八千代市

事業者名

代表者氏名

印

八千代市保育施設等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、交付決定後は、下記の口座に振り込むよう請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 内訳

該当する児童数の区分の□に✓をしてください(令和4年11月1日において在籍する児童の名簿を添付してください。)

令和4年11月1日において 在籍する児童数	支援金額	令和4年11月1日において 在籍する児童数	支援金額
<input type="checkbox"/> 17人以下	50,000円	<input type="checkbox"/> 63人以上71人以下	350,000円
<input type="checkbox"/> 18人以上26人以下	100,000円	<input type="checkbox"/> 72人以上80人以下	400,000円
<input type="checkbox"/> 27人以上35人以下	150,000円	<input type="checkbox"/> 81人以上89人以下	450,000円
<input type="checkbox"/> 36人以上44人以下	200,000円	<input type="checkbox"/> 90人以上	500,000円
<input type="checkbox"/> 45人以上53人以下	250,000円		
<input type="checkbox"/> 54人以上62人以下	300,000円		

3 振込先(※太枠内を記入してください。)

口座 振込 記入 欄	金融機関名		支店名		種目		
		銀行 信用金庫 農協 信用組合		本店 支店 支所 出張所	1 普通	2 当座	
	金融機関コード	店舗コード	口座番号(右づめで記入)				
	フリガナ						
	口座名義						

4 次の事項を誓約します。(□に✓をしてください。)

□ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与していません。

第2号様式（第5条第1項）

八千代市保育施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書

八千代市子保指令第 号  
令和 年 月 日

様

八千代市長 服部 友則 印

令和 年 月 日付けで申請のあった八千代市保育施設等物価高騰対策支援金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 金 円

条件

- ・八千代市保育施設等物価高騰対策支援金交付要領の規定に従うこと。

2 申請を却下する。

理由